

就業機会確保該当か

派遣会社の紹介あっせん

問

70歳までの就業機会を確保するうえで、自社に限らない仕組みがあるといいます。派遣会社の活用は可能でしょうか。

「登録型」対象外に

答

65歳から70歳までの就業機会の確保措置（努力義務）は、雇用による措置と雇用以外の措置に分けることができます（法10条の2）。雇用には、65歳までの継続雇用制度でも認められている特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものも含みます。厚生労働省は、再就職・社会貢献活動をあっせんする機関への登録などは、高年齢者の就業先が定まらないため、高年齢者就業確保措置とは認められないとしています（「高年齢者雇用安定法改正の概要」詳細版）。派遣に関しては、いわゆる常用型派遣（派遣先が常時雇用する労働者の中から労働者派遣を行うこと）は（継続雇用先として）認められますが（厚労省Q&A）、いわゆる登録型は雇用機会が確保されているとはいはず認められないとしています。他の事業主により継続雇用を行う場合には、契約の締結が要件で、紛争防止の観点からは書面が望ましいとされ例も示されています。（前掲Q&A）。